

経営関連学会協議会「会則」

(名称)

第1条 本会は経営関連学会協議会（以下、協議会という）と称する。

2. 協議会の英文名称は、**Japan Federation of Management related Academies** とする。

(目的)

第2条 本会の目的は次の通りである。

1. 経営・情報・商学・会計分野における経営（以下、経営と総称する）に関連する研究の発展と知識の普及および本協議会の成長と発展
2. 経営に関連する研究と教育を通じた社会への貢献
3. 経営に関連する諸学会および研究者の交流の促進
4. 経営に関連する海外の研究者との協力の推進
5. 日本学術会議と「日本学術会議協力学術研究団体」との連携の促進

(構成学会)

第3条 本会は、この協議会理事会が承認した学会（以下、構成学会という）をもって構成する。

構成学会により選出された代表者を評議員とする。

入会に必要な手続きや資格基準は内規に定める。

(費用の分担)

第4条 本会の活動に必要な費用は、構成学会からの会費および寄付金、ならびに賛助会員の会費あるいは寄付金によって賄われる。

2. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、または団体で、内規に定める入会手続きを済ませたものとする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。役員任期は3年とし、連続3選を認めない。

最高顧問	1名
理事長	1名
副理事長	5名
理事	15名（理事長・副理事長を含む）
会計監事	2名
幹事	若干名

(最高顧問)

第6条 最高顧問は本会を対外的に代表する

2. 最高顧問は日本学術会議などとの対外活動を主業務とし、日本学術会議会員・連携会員それに準ずる者から選出する。
3. 最高顧問は理事会の承認を得て、理事長が任命する。任期は同理事会の1期の任期満

了とする。

(理事会)

第7条 理事長、副理事長は理事会において、理事の互選により選出する。

2. 理事長は本会の会務を総括する。
3. 理事長は理事会、評議員会を招集し、その議長となる。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、「組織」「会計」「企画」「広報」「出版」の業務を担当する。
5. 理事長に支障のあるときは先任の副理事長あるいは年長の副理事長が理事長の代行をする。

(理事会の運営)

第8条 理事および会計監事は評議員会において、評議員の中から互選する。

2. 選挙方法については内規として別に定める。
3. 理事は理事長、副理事長と共に会務を処理する。
4. 理事会の決議は理事（特命理事を除く）の過半数による。
5. 幹事は構成学会の会員の中から理事会の承認を経て理事長がこれを任命する。幹事は理事長および副理事長の業務を補佐する。
6. 会務の継続性を担保するため、理事会は従来の理事の中から5名以内の特命理事を推薦することができる。理事会の推薦により理事長が任命し、任期は同理事会の1期の任期満了までとする。特命理事は理事長が担当業務を決定し、副理事長を補佐する。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

2. 評議員会は、構成学会から選出された各2名の代表者によって構成される。
3. 日本学術会議会員（連携会員を含む）はオブザーバーとして理事会および評議員会に参加することが出来る。
4. 評議員会は、本会の構成会員、本会活動の基本方向、活動計画、組織、予算など、本会の目的を達成するための諸活動の基本方針を決議する。

(所在地及び事務局)

第10条 本会の所在地は理事長が定める

2. 本会に事務局を置く。事務所および事務執行に必要な細則は理事会がこれを定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会則の変更)

第12条 この会則の変更は、理事会の発議により、評議員会出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。ただし、第10条第1項にいう協議会所在地について定める附則は、

理事会の議を経て、理事長が変更することができる。

(解散)

第13条 本会の解散は、理事会の発議により、評議員会出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

附則

第1条 本会は2006年11月23日に設立せられたものとする。

第2条 本会発足時の構成学会として、第19期日本学術会議経営学研究連絡委員会、商学研究連絡委員会、会計学研究連絡委員会を構成する学会および研究連絡委員会の定数の制約からオブザーバー学会となっている日本学術会議登録学会は自動的に参加資格を有するものとする。

第3条 2006年度の会計年度については、2007年3月31日までをもって初年度とする。

第4条 2015年3月8日の第4期理事選挙においては、本則第5条副理事長5名の内訳は経営（情報を含む）3名、商学1名、会計1名とする。

第5条 会則第10条に定める所在地は以下の通りとする。

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学駿河台研究棟 839 号室

(改正) 2009年 3月21日改正
2012年 3月20日改正
2015年 3月 8日改正
2015年 6月 7日改正
2019年 6月15日改正